

久米島町食の拠点施設整備および運営事業  
公募型プロポーザル実施要項

令和5年4月  
久米島町

本プロポーザルは久米島町令和5年度補正予算成立（9月定例会）前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、令和5年度補正予算成立が前提となっておりますのでご承知おきください。

## 1 事業名称

久米島町食の拠点施設整備及び運営事業

## 2 目的

本事業は、令和8年8月までに大量調理可能な調理場を整備し、その施設を拠点に学校給食および高齢者・障がい者向け配食サービス等の提供を実施するにあたって、高い技術力と豊富な経験、実績から質の高い提案を求め、その内容を総合的に判断し、本業務に最も適した者を優先交渉権者とし、次いで優れた提案を行った者を次点優先交渉権者として選定することを目的とする。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者ならびに共同事業者として参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 法人格を有する団体であること。
- ② 沖縄県及び久米島町において指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過していること、又は本業務の入札日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- ⑦ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ⑧ 久米島町暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- ⑨ 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としてい

ないこと。

- ⑩ 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができる者であること。
- ⑪ 国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- ⑫ 仕様書、要求水準書等に準拠すること。
- ⑬ 参加するにあたって提出する申請書類の内容について事実と相違ないこと
- ⑭ 関係法令及び久米島町の業務に関する諸規程を順守すること

#### 4 選定スケジュール

参加申し込み受付期間	令和5年4月10日から 令和5年5月31日まで
質問受付期間	令和5年4月10日から 令和5年5月31日まで
参加可否通知	令和5年6月9日まで
企画提案書等受付期間	令和5年6月12日から 令和5年7月28日まで
企画提案書のプレゼンテーション	令和5年8月3日予定
審査結果の通知	令和5年8月10日まで

#### 5 提案上限額 6,460,000,000 円 ※消費税等相当額含む

#### 6 参加申し込み手続き

##### (1) 提出書類（1部ずつ）

- 公募型プロポーザル参加申込書【様式1】
- 会社概要【様式2】
- 委任状【様式2-2】
- 業務実績【様式3】
- 誓約書【様式4】
- 財務諸表 ※直近1年

##### (2) 提出方法

下記住所に郵送または持参のいずれかで提出すること。提出期限は「4 選定スケジュール」のとおり。

住所 〒901-3115 久米島町字儀間 754 番地学校給食センター  
学校給食センター 上原

(3) 参加可否通知

本プロポーザルの参加可否は、公募型プロポーザル参加申込書【様式1】に記載の連絡先へ電子メールにて通知する。

7 質問受付および回答

(1) 提出書類

質問書【様式5】

(2) 提出方法

給食センター整備事務局あてに電子メールにて提出すること。

電子メール件名：給食センター整備プロポーザルに関する質問

電子メール宛先：[kyusyoku@town.kumejima.lg.jp](mailto:kyusyoku@town.kumejima.lg.jp)

(3) 質問への回答

各質問者からの質問および回答を電子メールで返信するとともに、町ホームページにて公開する。

8 企画提案書の提出

参加承認の通知を受けた事業者は、以下の方法によって書類を提出すること。

(1) 提出書類（8部ずつ）

業務担当一覧【様式6】

企画提案書【様式7】

企画資料【任意様式】※審査しやすいよう＜企画資料の構成＞に示す構成とする

見積書

＜企画資料の構成＞

1	学校給食ならびに配食サービスに関する基本的な考え方
	(1)事業方針
	(2)実施体制
2	調理に関する項目
	(1)調理に関する考え方
	(2)おいしい食の提供
	(3)食物アレルギーの対応

	(4)食材調達・検収における工夫
3	安全・衛生管理に関する項目
	(1)衛生管理に関する考え方
	(2)衛生管理に関する工夫
	(3)異物混入、食中毒発生防止の対策
	(4)研修
4	事業運営に関する項目
	(1)事業費
	(2)資金調達・収支計画
	(3)外構平面図
	(4)施設平面図
	(5)スケジュール
5	開業準備に関する項目
	(1)開業準備に関する考え方
6	維持管理に関する項目
	(1)維持管理に関する基本的な考え方
7	地域への配慮、防災、災害対応に関する項目
	(1)地域への配慮
	(2)防災・災害対応に関する取り組み
8	その他
	(1)現行調理員の配慮
	(2)地域にもたらす価値
	(3)地域社会への貢献

(2) 提出方法

下記住所に郵送または持参のいずれかで提出すること。提出期限は「4 選定スケジュール」のとおり。

住所 〒901-3115 久米島町字儀間 754 番地学校給食センター  
学校給食センター 上原

9 企画提案書のプレゼンテーション

(1) 実施日時

「4 選定スケジュール」のとおり。

(2) 実施場所

久米島町役場第3・4会議室（控室：第5会議室）

(3) 出席者

3名以内とし、業務担当一覧【様式6】に記載のいずれかの者が説明を行うこと。

(4) 内容

プレゼンテーション40分、質疑10分、合わせて50分とする。

(5) その他

- ① プレゼンテーションは非公開とする。
- ② スクリーンならびにプロジェクターは町が用意する。それ以外の機材は提案事業者が用意する。
- ③ 参加申し込み後、辞退する場合は辞退届【様式8】を提出する。

## 10 失格

次のいずれかに該当する場合は、該当することが分かった時点で審査を取りやめ、失格とする。

- (1) 期限までに必要書類が提出されない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 本実施要領に示す要件を満たしていないと認められる場合。

## 11 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な仕様書ならびに契約内容および金額は、町との協議のうえで決定する。なお、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点優先交渉権者と交渉する場合がある。

## 12 その他

- (1) 提出書類の返却は行わない。
- (2) 本プロポーザルにかかる費用は提案事業者負担とする。

## 13 担当窓口

担 当：久米島町役場 学校給食センター 上原

住 所：〒901-3115 久米島町字儀間 754 番地学校給食センター

電話番号：098-985-2790

電子メール：[kyusyoku@town.kumejima.lg.jp](mailto:kyusyoku@town.kumejima.lg.jp)